

「虐待の防止」について

1. 現状

動物愛護管理法は、第 44 条において愛護動物に対する虐待や遺棄を禁じている。同条第 1 項はみだりな殺傷による虐待、第 2 項はみだりに給餌・給水をやめることにより衰弱させる等の虐待、第 3 項は遺棄について、それぞれ罰則を規定している。

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

虐待の解釈をめぐっては従来から疑義照会とそれに対する回答が行われてきた。環境省は当該規定を普及啓発するため、ポスター（別添 1）を作成・配布したほか、平成 19 および 21 年度には遺棄・虐待事例集（別添 2、3）を取りまとめた。また、自治体から虐待の定義の明確化について要望されたことを踏まえ、環境省自然環境局総務課長通知「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成 22 年 2 月 5 日付け環自総発第 100205002 号）」（別添 4）を発出した。

○平成元年 警察庁保安部防犯企画課長照会、内閣総理大臣官房管理室長回答

【照会】

1 動物の保護及び管理に関する法律第（以下「動管法」という。）13 条第 1 項に規定する虐待についての一般的見解。

2 動物の所有者又は占有者が次のような行為をした場合、動管法第 13 条第 1 項に規定する虐待に該当すると解してよいか。

（1）動物にエサや水を与えなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合

（2）動物が疾病にかかり、いずれ病死するかも知れないことを承知で何ら治療行為を施さなかったことにより、それが起因して当該動物を死に至らしめた場合

【回答】

1 について

動物の保護及び管理に関する法律第 13 条第 1 項に規定する虐待とは、同条第 2 項各号に掲げる保護動物に対して、一般的に、不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすることをいい、虐待に当たるか否かの具体的判断は、当該行為の目的、手段、態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して、社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべきものであると解する。

2 について

上記照会事項 1 についての見解に沿って判断すべきものであり、動物にエサや水を与えない（1）の

ようなケースについては、動物の態様、エサや水を与えなかった理由等の点について、また、何ら治療行為等を施さないという（２）のような不作為のケースについては、一般に疾病にかかった動物について飼い主に治療義務があるとの社会通念が成立しているかどうか、治療等を施さない正当な理由があるかどうか等の点について、十分検討を加えた上で、虐待に当たるか否か判断すべきものと料する。

また、自治体から個別の照会に対して環境省から回答している事例もあり、主なものは以下のとおりである。

照会内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・写真にあばらがはっきりと写っており「痩せている」状況が確認できる ・餌及び水が与えられない状況が約 10 日間に及んでいる ・飼い主は餌や水がなくなれば飼い犬の健康が維持できなくなることを認識していた 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 44 条第 2 項の虐待に該当 ・「水や餌が無くなっても誰かが与えてくれると考えていた」という申立ては極めて無責任 ・当該者が一時的にでも自宅に帰ることができなかった正当な理由があった場合は、虐待に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・糞尿が檻の床面に付着している状況があるため、そこで寝起きする犬の体に糞尿が付着し、痒みを伴う ・飼養されている犬 64 頭のうち、42 頭が皮膚炎、40 頭が外耳炎、33 頭が結膜炎などの疾患がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクト（健康管理をしないで放置、病気の放置、世話をしないで放置）であり、第 44 条第 2 項の虐待に該当 ・当該者が健康管理をしないで放置あるいは病気の放置等したことについて、正当な理由があった場合は、虐待に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・足を怪我していること、皮膚病に罹患していることを認識しながら、治療行為等の適切な措置を施さず放置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクトであり、第 44 条第 2 項の虐待に該当 ・当該者が病気を放置したことについて、当該者が以前と比べて、経済的に困窮し、かつ他の者の経済的援助を得ることが困難だったと認められる場合や、当該者又はその家族に健康上の問題が発生し、かつ他の者の協力を得ることが困難だったと認められる場合などの正当な理由があれば、虐待に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・容易に出ることが出来ない箱の中に、水も無く放置後の自活が困難であると容易に予想される ・飼い主は犬の健康状態が悪く保護を必要とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 44 条第 3 項の遺棄に該当

個別事例ではあるが、闘犬等の動物同士を闘わせることが虐待に該当するのではないかとの指摘がなされていることから、検討課題としている（別添 5：委員限り）。実態把握のため自治体に対してアンケートを行ったところ、闘犬、闘牛、闘鶏を合わせて、全国の 16 地域 19 自治体において 18 件の大会等の実施が把握された。これらのうち、成文・慣習を問わず何らかのルールがある大会等が約 8 割（14 件）であり、残りはルールがあるかどうか不明（4 件）であった。動物への配慮を定めたルールが確認されたのはルールがある大会等の約 8 割、全体の約 6 割（11 件、うち闘牛 7 件、闘犬 4 件）である。沿革については、半数の 9 件が江戸時代以前（1867 年より前）に由来しており、このうち 8 件が闘牛、1 件が闘犬である。なお、6 件（闘牛 5 件、闘犬 1 件）は動物取扱業の展示の登録を受けている。行政上の位置付けについては、下表の

とおり、一定程度が国や県の文化財として指定されており、地域の文化・慣習として定着しているほか、一部では観光資源として行政計画に位置付けられ振興が図られている。

名称	行政上の位置付け
土佐闘犬大会桂浜場所	高知県天然記念物（平成6年5月20日指定）
牛の角突きの習俗（新潟県長岡市、小千谷市）	重要無形民俗文化財（昭和53年5月）
壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗	島根県指定無形民俗文化財
旧西郷町の牛突き習俗	隠岐の島町指定無形民俗文化財

現時点で法律には闘犬等を制限する等の明文規定は置かれていないが、疑義照会では以下のとおりの見解が示されている。

○昭和49年 青森県環境保健部長から照会、内閣総理大臣官房管理室長から回答

【照会】

本県で、古くからの慣習として闘犬会（主として土佐犬）及び馬力大会等が行われていますが、この行為は動物の保護及び管理に関する法律第13条の規定に該当するかどうか。

【回答】

伝統行事として社会的に認容されている闘犬、馬力大会等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第13条の規定に該当しないものと解する。

【参考1】法務省刑事局刑事課長から内閣総理大臣官房管理室長あて

伝統的な行事として社会的に認容されている闘牛・闘犬等を実施する行為は当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に該当しないと解する。

【参考2】警察庁保安部防犯少年課長から内閣府総理大臣官房管理室長あて

本件照会の闘犬・闘牛等は、他に特別の事情のない限り、動物の保護及び管理に関する法律第13条の規定に該当しないと解する。

【理由】

警察庁では、伝統行事として行われるものであっても、残虐であれば同法第13条に該当すると解している。

闘犬、闘牛について残虐かどうかは、当該闘犬・闘牛が動物を死に至らせ又は以後の生存に重大な影響を及ぼすような傷を負わせる性質を有するかどうかを基準として判断している。

本件については、当庁が青森県警察を通じて調査したところ、上述の性質を有するものではないと思料するので、同法第13条には該当しないと解する。

また、馬力大会については、馬に荷を引かせて競争させる行為自体は、一般的には虐待にあたらないが、殴打するなどによって馬を死に至らせ、又は著しい傷を負わせた場合には、虐待にあたるものと解する。

本件については、当庁が調査したところでは、上述のような虐待行為を伴うものではないと思料するので、一般的には、同法第13条には該当しないと解する。

また、現在我が国においては5自治体（北海道、東京都、神奈川県、石川県及び福岡県）において闘犬等に関する条例が存在する。これらの条例は、いずれも闘犬、闘鶏及び闘牛その他の動物を互いに闘わせること、これを見せる目的で公衆を集めることを禁ずるものである。

2. 主な論点

○虐待の定義（法第 44 条への具体的例追記の必要性）

- ・通知や疑義照会で事例を示しているが法律への記載が必要か。

（例）

- ・愛護動物の身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・愛護動物に対して著しく心理的抑圧又は恐怖等を与える行為をする又は環境において飼養等すること。
- ・愛護動物の健康管理をせずに放置、治療を受けさせずに放置その他所有者又は占有者の責務を放棄すること。

○闘犬等（闘犬、闘鶏、闘牛等、動物同士を闘わせることの禁止規制の検討）

- ・これまでは個々の案件に係る判断は個別で実施
- ・既に伝統行事として社会的に認容されている事例の取扱
- ・文化財指定、地域の観光資源としての位置付けに配慮する必要

○司法警察権の導入（自治体職員の立入・捜査権限、動物の一時保護規制の検討）

- ・仮に導入した場合、自治体職員が現行の職務に加えて捜査等を行うことができるか。業務が過剰とならないか。十分に機能する制度となるか。

○関係機関との連携（動物愛護部局、動物愛護推進員、警察等の連携の検討）

- ・通知等では警察にも事例を情報提供して連携して対応するよう依頼。

3. 動物愛護団体等からの主な意見

- ・動物虐待の定義を明確化すること。
- ・地方公共団体の動物愛護担当職員に立ち入り調査・勧告・命令等の権限を持たせるとともに、警察との連携が適切に図られるような体制作りを進めること
- ・獣医師に対して動物虐待に対する通報義務を課すこと。
- ・動物と動物を闘わせることを禁止すること。
- ・所有権のある動物に生命の危険がある場合は、裁判所命令による当該動物の緊急保護ができるようにすること

4. 参考法令

○児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

（児童虐待の定義）

- 第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。
- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（臨検、搜索等）

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（取締りに従事する職員）

第七十六条 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員であつてその所属する都道府県の知事^がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

5. その他参考資料（委員限り）

- 虐待事例ケーススタディ（別添6）
- 土佐闘犬ルール手引き（一般社団法人とさいぬ保存登録協会）（別添7）
- 一般社団法人とさいぬ保存登録協会定款（別添8）
- 土佐闘犬のはじまり、土佐犬の生い立ち（（社）とさいぬ保存登録協会）（別添9）
- 闘牛規約（徳之島闘牛連合会）（別添10）
- 英国動物福祉法2006抜粋（仮訳）（別添11）
- 司法警察員について（環境省自然環境局内部資料）（別添12）
- 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況等（別添13）